

# 2025 年 AOTCA カトマンズ会議レポート

## I 概要

2025 年 AOTCA カトマンズ会議は、ネパール税理士会（NCTC）がホスト団体を務め、11 月 18 日から 21 日にかけてネパール・カトマンズのソルティホテルで開催された。会議には、海外から AOTCA 役員、加盟団体の代表者及び関係者ら約 400 人が参加し、日本からは国際部構成員等 20 人が参加した。

18 日は、AOTCA 監事会、専門委員会、役員会が行われた。専門委員会では、AI による租税政策の検証について、専門委員長のパレゼンテーションがあり、意見交換が行われた。

翌 19 日午前には、定時総会、GTAP 会議が開催され、2024 年度事業報告及び決算報告、2025 年度中間事業報告及び決算報告、そして AOTCA の法人設立（登記）に関し、定款案の承認、今後の手続き、また設立後の理事会及び臨時総会について概要説明が行われた。

19 日午後から 20 日にかけて開催された国際ショナル・タックス・カンファレンスでは、①開発途上国における税制の歴史的進化、②新興経済国における税制政策実施の課題、③グローバルな税務コンプライアンスにおける税務専門家の役割と範囲、の 3 つのセッションとサジェスチョンスピーチが 1.5 日間にかけて行われ、井上友一国際部委員がセッション③において、自身の業務を交えながら税務専門家の役割とコンプライアンスの課題についてパレゼンテーションを行った。

カンファレンス終了後のガラ・ディナーでは、各国の歌や踊りのパフォーマンスが会場を盛り上げた。

### 《AOTCA 関係者プログラム》

月日	時間	プログラム	スピーカー/参加者
11/18 (火)	14:00 - 14:30	監事会	AOTCA 会長、監事、財務担当役員、事務局
	14:30 - 16:00	専門委員会	専門委員長、専門委員
	16:00 - 17:00	役員会	AOTCA 役員
	17:00 - 18:30	VIP カクテルレセプション	AOTCA 役員、加盟団体代表者、ゲストスピーカーほか
11/19 (水)	09:00 - 12:00	定時総会	AOTCA 役員
	12:00 - 13:30	GTAP 会議	AOTCA 会長

《国際ナショナルタックス・カンファレンスプログラム》

月日	時間	プログラム	スピーカー/参加者
11/19 (水)	14:00 -15:30	オープニングセレモニー	
		歓迎あいさつ	Roshan Kumar Pokharel, ネパール税理士会会長
		開会あいさつ	Ruston Tambunan, AOTCA 会長
		来賓あいさつ	Chandra Prasad Dhakai, FNCCI 会長 Piergiorgio Valente, GTAP 会長 Rup Khadka, 税務専門家 Madan Dahal, ネパール歳入庁局長 Ganesh Ram Upadhyay, 財務次官 Prof. Dr. Bijaya Prasad Mishra, NBA 会長 Nil Bahadur Saru Magar, ICAN 会長 Sunil Sarma, ネパール観光局 Rameshwar Khanal, 財務大臣
	15:50 -17:30	セッション1- 開発途上国における税制の歴史的進化	モデレーター: Kabita Regmi(ネパール)、スピーカー: Phan Vu Hoang(ベトナム)、Wing Man Winnie Shek(香港)、Cindy Lau(マカオ)、Sun Yang(中国)
11/20 (木)	09:00 -11:00	セッション2 - 新興経済国における税制政策実施の課題	モデレーター: Prabin Raj Kafle(ネパール)、スピーカー: Cresencio Meneses(フィリピン)、Tjhai Fung Njit(インドネシア)、Enkhjavkhlan(モンゴル)、Nirab Gyawali(ネパール)、Shesh Mani Dahal(ネパール)
	11:00 -11:45	サジェスチョンスピーチ - 税務行政におけるデジタル化: 機会と課題	スピーカー: Sang Bok Yoon(韓国)、Lian Seng Soh(マレーシア)、Vasily Zudin(ロシア)
	13:45 -15:45	セッション3 - グローバルな税務コンプライアンスにおける税務専門家の役割と範囲	モデレーター: ICAN 会長(ネパール)、スピーカー: Altanzaya Gunsen(モンゴル)、Edwin Leow(シンガポール)、Gordon Gao(中国)、井上友一(日本)、Anwar Kashif Mumtaz(パキスタン)
	15:45 -16:00	サジェスチョンスピーチ - 発展途上国における税務専門家の倫理的責任と職業倫理	スピーカー: Ichwan Sukardi(インドネシア)
	18:00 -22:00	ガラ・ディナー	ディナー、カントリーパフォーマンス、エンターテイメント

以下、国際部委員による各セッションの報告を掲載する。

## II セッション報告

### セッション1 開発途上国における税制の歴史的進化

○モデレーター：ネパール内国歳入庁副長官 Kabita Regmi

○スピーカー：ベトナム税理士会 Phan Vu Hoang

香港税務学会 Winnie Shek

マカオ税務学会 Cindy Lau

中国注册税務師協会 Yang Sun

#### 1-0 開発途上国における税制の歴史的進化

Kabita Regmi (ネパール内国歳入庁副長官)

##### 1. 冒頭のあいさつ

税制は一夜にして形成されるものではなく、政治的变化、経済構造の転換、制度の強化、そして公平性と効率性の間での継続的な調整を経て進化してきた。そのため、この歴史的進化を理解することは極めて重要である。

現在の制度がどのような変遷を経て現在に至っているのか、成功した税制もあれば、困難に直面した税制もある。そして過去の歴史が、今日の税務行政や税制政策上の課題にどのような影響を与えているのかを理解する助けとなる。



##### 2. 各国、地域の歴史

次に、ベトナム、香港、マカオ、中国のそれぞれ異なる制度的背景を持つ地域から報告していただく。

(報告：濱中武志副部長)

#### 1-1 税制の歴史—ベトナムの税制の歴史的変遷—

Phan Vu Hoang (ベトナム税理士会)



##### 1. 概要

ベトナムは、40年前、1985年～1986年にインフレ率774.7%の危機にあり、通貨価値が1日に20%失われることがあった。ベトナム政府は税制改革を含む経済改革「ドイモイ改革」を行い、現在まで5つの段階で税制改革を実現している。現在のインフレ率は4%に改善し、1985年から1986年にかけてGDP成長率4%であったが現在は7～8%になった。これは通貨価値の上昇と税制改革の結果である。2007年から現在まで税収は安定しており、税制改革はGDPの成

長に貢献している。

税制改革では、売上税・カスケード方式から VAT（付加価値税）へ変更し、輸出に対するゼロ税率により輸出額がほぼゼロから急上昇した。

PIT（個人所得税）では社会主義的な制度があり、真の高所得者は課税対象外で、主に労働者に課税されて公平さに欠けていたが、全ての個人が課税対象と改正された。また長年、控除額が限られていたが、2025年に引き上げられ問題点が解消した。

CIT（法人所得税）では、2010年と2020年に OECD の概念を取り入れ、法人税制度改革を行った。特にデジタル化を推進し、近年、正式に全面導入した。電子インボイスシステムの大規模な導入に5年以上を要したが、課税漏れ及び脱税行為防止を可能とした。そして、デジタルサービス税を3年前に導入して以来、約11億米ドルを徴収し大きな成果を上げている。2025年に GMT（グローバルミニマム課税）を導入したことで、外国投資誘致のための各国との法人税引下競争を脱することが出来た。国際課税の動向に合わせた税制、投資促進税制により各種優遇措置を設け投資誘致の支援をしている。

ベトナムの税制変革では、教訓として、①安定し持続可能な制度構築が必要、②飛躍的改革は適切なテクノロジーにより可能、③動向に迅速に適応し、徐々に調整することが重要、を学んだ。

## 2. 歴史的変遷

### （1）危機から創造へ：ドイモイの誕生（※）

#### ①1975年～1985年：補助金経済時代 - 再統一の中央集権型計画経済

##### i) 税制の特徴：

- ・ソビエト型のシステムで国有企業からの歳入徴収に重点を置く
- ・効率性ではなく財政管理に重点を置く

##### ii) 主な税：売上税、利益税、農業税、関税（限定的範囲）、印紙税

※「ドイモイ（Doi Moi）」はベトナム語で、「刷新」の意味（デジタル大辞泉）

#### ②1986年～1990年：ドイモイ改革と移行 - 市場志向型改革の始まり

- ・1986年ドイモイ改革を全国共産党大会で正式に発表 - 国内危機に立ち向かう為
- ・1987年外国投資法（FDI（外国直接投資））
- ・売上税と利益税の改正
- ・PITの導入（外国人と高所得者）

### （2）基盤の構築：1990年代の改革

#### ①1990年～2000年：近代税制の形成 - 市場経済の拡大、FDIの成長

- ・1990年 GDT（税務総局）設立
- ・1990年 特別消費税（輸出入、関税、資源・土地税）
- ・1999年 売上税から VAT へ変更
- ・1999年 利益税から CIT へ変更
- ・1990年代 PITの適用範囲拡大

### （3）デジタル化による飛躍：透明性のためのテクノロジー

#### ①2000年～2010年：統合と WTO 準備 - グローバリゼーションと WTO 加盟

- ・2000年代 税法と電子申告の試験運用によるデジタル移行
- ・2003年 CIT 国内及び外国企業への統一課税
- ・2007年 WTO（世界貿易機構）正式加盟
- ・2007年/2009年 PIT 統一システム

- ・ 2008 年 VAT 簡素化
- ②2010 年～2020 年：近代化とデジタル化 - サービス・テクノロジー・国境を越えた貿易の成長
  - ・ 2010 年代 BEPS と租税回避行為防止原則の採用
  - ・ 2010 年・2017 年 移転価格税制（通達から省令へ）
  - ・ 2012 年 環境税導入
  - ・ 2013 年 CIT と PIT の税率改正
  - ・ 2010 年代 資源・土地税の改正

(4) 新たなグローバルゲーム：GMT（グローバルミニマムタックス）への適応

- ①2020 年～現在：グローバリゼーションとデジタル経済への適応
  - ・ 2022 年 電子インボイス、eTax システム、デジタルサービス税導入
  - ・ 2025 年 GMT 導入

3. 教訓：税制変革から学んだこと

- ①安定し持続可能な制度構築が必要
- ②飛躍的改革は適切なテクノロジーにより可能
- ③動向に迅速に適応し、徐々に調整することが重要

(報告：近藤勝美委員)

1-2 香港における税制の歴史の変遷

**Winnie Shek (香港税務学会)**

1. 香港の税制の特徴

- (1) 香港の税制は、利得税（法人税）、給与税（個人所得税）、不動産税の三つを柱とする、シンプルかつ透明性の高い制度である。
- (2) 消費税（GST）や付加価値税（VAT）は存在せず、印紙税、ギャンブル税、ホテル宿泊税などの税収は限定的である。
- (3) 香港は属地主義課税方式を採用しており、所得の源泉が香港にある場合のみ課税対象となる。全世界所得課税方式を採用する国々とは異なり、原則として国際的な二重課税問題が生じにくく、税務処理の確実性及び予見可能性が高い。この点は、投資家や企業にとって魅力的な税務環境を形成している。
- (4) 法制度面では、英国植民地時代に由来するコモンローの伝統が税務実務にも深く根付いている。特に、税務当局からアドバンス・ルーリングを受けることができる「Tax Certainty Scheme（課税の予見可能性を確保する制度）」や、判例法を重視した柔軟な解釈は、納税者・税務専門家・税務当局の間における建設的な協議を可能にしている。利益の源泉や課税範囲といった重要な概念も、判例を通じて形成されてきた。



2. 香港の主要な税制優遇措置

- (1) 香港はシンプルな税制を採用しており、財政収入が限定的であることから、より多くの投資家を香港に呼び込む制度設計に重きを置いている。
- (2) 多くの優遇措置は金融サービス分野に関連しているが、ファンド向けの利得税免除制度、キャ

リードインタレストに対する軽減税率または免税措置に加え、研究開発費投資に対する特別控除や特許ボックス制度に基づく優遇税制など、ハイテク企業やハイエンド企業を対象としたイノベーション支援型の税制も積極的に導入されている。

### 3. Pillar Two への対応と今後の展望

- (1) これらの優遇税制に対し、一部の専門家からは「香港は新たな租税回避地を創出しているのではないか」との指摘がなされているが、この見解は必ずしも正確ではない。
- (2) 香港では、2025年に法制化が行われ、2025年1月1日に遡及してグローバル・ミニマム課税(Pillar Two)が導入される。これにより、一定規模以上の多国籍企業に対して最低15%の実効税率が適用される。
- (3) Pillar Two に対応するため、香港は電子申告制度を中核とする税務行政のデジタル化を推進し、税務コンプライアンスの効率化を図っている。
- (4) 国際基準に沿いつつ属地主義課税モデルを維持するため、香港は2023年より Foreign Sourced Income Exemption (FSIE) Regime (外国源泉所得免税制度)を導入し、一定の条件の下で外国源泉配当や利子に対する免税措置を継続している。

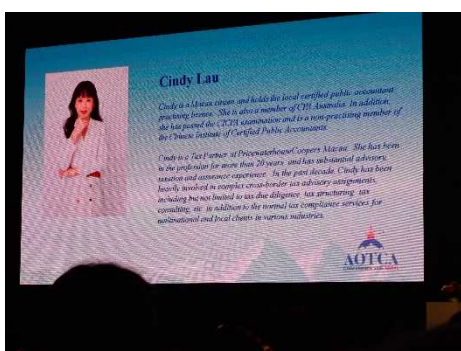
### 4. 終わりに

香港の税制は、簡索性、低税率、属地主義課税原則、政策の安定性を兼ね備えており、国際金融・ビジネスハブとしての地位を支える重要な基盤である。近年の税制改革は、国際的な税制潮流への適合と税制競争力の維持を両立させるものであり、香港が今後も世界の資本と人材を惹きつけるゲートウェイとして機能し続ける意思の表れである。来年は Hong Kong でお目にかかりましょう。

(報告：松岡宣明委員)

## 1-3 開発途上国における税制の歴史的進化—マカオ

Cindy Lau (マカオ税務学会)



### 1. マカオの地域的特性

マカオは中国の特別行政区であり、香港と並んで一国二制度の下で資本主義が認められている地域である。面積は 33.3 平方キロメートルで人口は約 687,900 人(2025 年第 1 四半期)であるが、一人当たりの GDP は世界第 4 位と非常に高い。経済はカジノと観光産業に集中しているため、パンデミックによる世界的な移動制限の影響は甚大であった。2020-2022 年には一人当たりの GDP ランキングは劇的に下落し、トップ 30 圏外に落ちてしまった。しかしながら、その後数年間で、マカオは力強い回復を遂げ、2025 年を見据えると、一人当たり GDP は世界 4 位に回復する見込みとなっている。

### 2. マカオの税制

マカオは 1999 年に中国に返還されるまでポルトガルの植民地であったため、ポルトガル税制の影響を大きく受けている。

個人所得税は包括的所得税制ではなく、特定の一部の所得にしか課税されない。職業税といわれる個人所得税は、個人自営業者と給与制の従業員の両方に適用される。0 から 12%の低税率である。職業税以外には、不動産税がある。これは、賃貸物件の場合は賃貸収入の 10%、非賃貸物件の場合は不

動産評価値の6%が課税される。そのほかには、不動産取引の法的文書に課税される印紙税がある。

法人所得税は、免税点が高く、税率は単一の12%である。そのほかには、カジノ及びギャンブル事業者に適用されるギャンブル税があり、最大で収入の39%の税率が適用される。

### 3. コンセッション制度

その他の税収入として、コンセッション制度がある。これはカジノの運営権を公開入札にかける仕組みである。落札者は、カジノの運営権が与えられ、マカオ政府に対して使用料を支払うことになる。このモデルは特にカジノ業界で成功を収めたとされる。実際、1850年頃から、多くの外資のカジノやホテルがマカオに進出したとされる。

### 4. マカオの財政

マカオの財政収入は、ギャンブル税が大きく占めており、19世紀半ばに50%、ゲーミング産業自由化を経て80%以上にまで高まった。ギャンブル税による豊富な財源により、所得税のような直接税の種類は少なく、税率は極めて低率で済んでいる。

### 5. オフショア制度の廃止

1999年にマカオが中国に返還される直前に、マカオは低税率（法人税12%、所得税0~12%）を利用したオフショア体制をとった。しかし、今日では国際税務協力のため、グローバルな税制の基準に合わせて税務の透明性を高めるための明確なコミットメントを打ち出している。2016年、マカオはOECDのBEPS包括的枠組みに参加し、2018年にオフショア制度を正式に廃止した。

### 6. 近年の税制改革

マカオは、税制を国際的な租税基準に沿った近代的な税制にするため、2024年に新法を可決した。属地主義の採用、移転価格税制の導入、恒久的施設の概念や税務代理人、税務居住者などの国際租税基準や規範を採り入れてマカオの現行税制の近代化を促進していくことになった。今後のマカオの税制改革について、注目していただきたい。

(報告：井上五郎委員)

## 1-4 中国税制の近代化

Sun Yang (中国注册税务师协会)

### 1. 概要

本講義は、中国の税制がどのように近代化してきたかを、国家の経済発展と重ねながら分かりやすく整理して紹介している。1949年に中華人民共和国が成立して以後現在までの歴史を4つの時期に分け、1994年の税制改革、2008年の法人税の統一、2016年の事業税全面廃止とVATへの一本化など、主要な税制改革のポイントを丁寧に解説している。改革の背景としては、財政思想が「国家財政」から「公共財政」へ移行したこと、技術革新を後押しする税制の役割拡大、ゴールデン・タックス・システム (Golden-tax System) による税務行政のデジタル化、そして税務専門家と協働するガバナンス体制への変化が挙げられる。税収の伸びは経済成長、



制度改革、法治の徹底、行政能力向上によるものであり、今後はデジタル経済や国際課税などの新たな課題がある。

## 2. 中国税制の歴史的発展

1950年にはわずか62億元だった国家財政収入は、2023年には21兆9,700億元になり、増加額は1950年と比べると3,500倍に達した。その歴史を以下の4期に分類する。

### (1) 社会主義の成立と構築期 (1949～1977)

- ① 中華人民共和国成立後、税務組織が統一され、新たな税制度が整備された。
- ② 計画経済期には、複数税制から国有企業中心の単一税体系へと移行した。

### (2) 改革開放初期 (1978～1993)

- ① 市場経済への転換と外国資本の導入を目的とした税制整備が進む。
- ② 合弁企業所得税法、外国企業所得税法、個人所得税法など、外資関係の基礎制度が整備された。
- ③ 国有企業は「利改税」改革により、利益上納方式から納税方式へ移行した。

### (3) 社会主義市場経済の基盤形成 (1994～2012)

- ① 1994年の分税制改革により中央・地方政府の財政責任を明確化し、中央税・地方税・共有税の区分を導入した。VAT・消費税の75%(現在は50%)は中央、所得税は中央60%、地方40%、事業税等は地方に割り当てられた。
- ② 2008年に法人税法を統一。国内企業と外資企業の税率・控除・優遇措置を一本化し、より公平な税環境を実現した。

### (4) 新時代の税制改革 (2013～現在)

- ① 2016年に事業税からVATへの全面移行を行い、VAT税率は17%から13%へ段階的に引き下げられた。
- ② 個人所得税の改正により年間合算課税(給与・原稿料等4所得の総合課税)を導入し、また、教育・介護・住宅ローンなど7種類の特別追加控除を導入した。
- ③ 新たな税目や税率を設ける際、全国人民代表大会による立法が必須となり、また、税目18種類のうち14種類が法制化された。

## 3. 税制改革を後押しした内部要因

### (1) 財政思想の変化

税の位置付けが、「国家建設のための徴収」から「国民生活のための公共財政」へと大きく転換し、教育・社会保障・医療が重点分野になった。

### (2) 税制の役割拡大

税制が企業の技術革新や産業高度化を直接後押しする政策手段となった。

### (3) ゴールデン・タックス・システム (Golden-tax System) による行政の近代化

税務のデジタル化が進み、インボイスを中心とした全工程のリアルタイム管理が実現され、また、社会保障や土地移転など、他部門とのデータ連携も進んでいった。

### (4) 協働ガバナンスへの移行

税務機関と納税者との関係は、対立的なものからより協働的なものへと変化し、税務専門家の役割は、1992年の税務代理開始から、税務コンサルティングやコンプライアンス管理、リスク管

理へと大きく拡大していった。

#### 4. まとめ

中国税制の進化の背景には①経済成長、②財税制度改革の継続、③税の法治主義の強化、④税務行政能力の向上の4要因が起因していた。

今後は、①デジタル経済の拡大、②グリーン経済への移行、③格差の拡大、④暗号資産、⑤国際課税等が新たな課題となる。

(報告：比嘉久泰委員)

## セッション2 新興経済国における税制政策実施の課題

○モデレーター：ネパール税理士会 Prabin Raj Kafle

○スピーカー：フィリピン税務協会 Cresencio Meneses

インドネシア税理士会 Tjhai Fung Njit

モンゴル税理士会 Enkhjavkhlan Tseyen

ネパール投資委員会 Nirab Gyawali

ネパール産業連合／ネパール商工会議所連合会 Shesh Mani Dahal

### 2-0 新興経済国における税制政策実施の課題

#### Prabin Raj Kafle (ネパール税理士会)



今回、モデレーターを務める私は、過去3年間、AOTCA 会議を通じてインドネシア、日本、中国の国際税務会議に参加したが、特にバリでの初めての国際会議が印象深い経験であった。今回は自国ネパールでの開催となり、改めて参加者を迎えることになり大変喜んでいる。本セッションでは「新興経済国における税制政策実施の課題」をテーマにしたが、税制政策は法を整備することだけでなく、現場で機能させることが重要である。行政・政治・構造的課題を抱える新興経済国において、各国の取り組みから学び、ネパールの税制強化に活かすことを目的に、ここにパネル討論の開始を宣言する。

(報告：笹尾博樹副部長)

### 1. はじめに

本セッションでは、SM Investments Inc. 副社長であり、フィリピン大学講師でもある Cresencio Meneses 氏が、新興経済国としてのフィリピンにおける税制・税務行政の課題と政策の現状について報告した。フィリピンは近年著しい経済成長を遂げる一方、税基盤の脆弱性、コンプライアンスの不整合、非公式経済の存在など、税務行政の持続性を左右する多くの課題を抱えている。本報告では、フィリピンの税制改革と税務キャパシティ構築の取組を整理する。



### 2. 新興経済国フィリピンの経済的背景

#### (1) 新興経済国の定義

新興経済国とは、発展途上国の経済が国際市場へ急速に統合され、GDP 成長率の上昇、貿易量の増加、外国直接投資の増大を特徴とするものである。フィリピンは近年、世界最速の成長市場の一つとして評価されている。

#### (2) フィリピン開発計画 (PDP 2023-2028)

同国の6カ年計画であるPDPは、①年率6.5~8.0%の持続的成長、②レジリエントな雇用創出、③物価安定、④財政規律の徹底、⑤イノベーションによる産業変革を掲げている。2025年の達成可能性には不確実性が指摘されるものの、国家戦略として税制改革の必要性が強調されている。

### 3. フィリピン税制の役割と課題

#### (1) 税制の役割

一般に、税制は以下の役割を担う。

①歳入確保、②所得再分配、③財政政策手段、④行動誘導、⑤国際競争力の強化(例:CREATE法)。

#### (2) 制度的課題

①税逃れ・租税回避(年間5億ペソ規模)、②非公式経済の課税困難、③汚職・談合、④煩雑な手続による納税者負担といった課題があり、特に一般納税者にとってBIR(内国歳入庁)の規定は複雑であり、コンプライアンスコスト増大の要因となっている。

### 4. 税制改革と税務キャパシティ構築

#### (1) TRAIN (The Tax Reform for Acceleration and Inclusion) 法の成果

TRAIN法は税制の簡素化・税基盤拡大を目的としており、BIRの税収は2024年第1四半期の5,918億ペソから2025年第1四半期には6,904億ペソへ16.67%増加した(財務省2025年)。

#### (2) IMF 勧告の採用状況

IMF Staff Discussion Notesに基づく以下の施策を紹介する。

##### ① 消費課税の改善

- Ease of Paying Taxes ActによりVAT算定基準を総収入から総売上へ変更

- デジタルサービス財への VAT 課税導入
- CREATE MORE and PAY MORE Acts による VAT ゼロ税率適用
- 非居住観光客向け VAT 還付制度の創設
- ② 物品税の活用
  - 甘味飲料税 (2018 年導入)
  - 酒類・たばこ税の指数化提案
  - 使い捨てプラスチック税の優先法案化
- ③ 所得・資産課税
  - 2025 年の利子所得税率の調整・統一
  - 資産税は議論が継続するものの、所得把握困難により低い実現性
- ④ 不動産課税改革
  - 2024 年に市場価値ベースの全国評価制度を導入。
  - 不動産税は地方歳入の 41% を占めるため、徴税効率化の効果が大きい期待
- ⑤ 天然資源課税の改正
  - 2025 年に鉱業税制を改正し、税優遇措置が拡大したが、財政効果への批判もあり
- ⑥ 税務政策ユニット
  - BIR 内に専門ユニットは未設置であるが、人材育成は進展
- ⑦ 税務デジタル化
  - 大口納税企業を対象とした電子インボイス制度のパイロット導入 (2022 年)
- ⑧ 法的安定性の確保
  - BIR 通達が税法の銘文規定を逸脱しているとの訴訟が増加、高まる投資家の不確実性

## 5. 総括

フィリピンが急成長経済である一方で、課税基盤強化や徴税行政のデジタル化、法的安定性の向上など、多面的課題に直面している実態を示した。IMF 勧告を踏まえつつ改革を進めている点は評価されるものの、制度実装の遅れ、非公式経済の規模、税務行政の信頼性確保など、解決すべき課題は依然として大きい。持続的発展に向けては、税制改革の一貫性と、徴税行政の近代化が不可欠である。

(報告：酒井啓一委員)

## 2-2 インドネシアにおける税制政策実施の課題

Tjhai Fung Njit (インドネシア税理士会)



### 1. インドネシア税務行政における課題

私はインドネシアにおける税制政策実施の課題について、税務行政と税務専門家としての2つの視点からお話したい。

税務行政の課題は増収をいかに増やすかということであるが、特にインドネシアのような新興経済国では増税しても増収が増えるとは限らない。要因として、税務行政の脆弱性や汚職の蔓延、透明性の欠如等が挙げられる。次に、他国でも政府は金融機関から情報収集しているが、インドネシアでは2017年からAEOI(自動情報交換)を施行し、金融機関への税情報アクセスを導入した。従来は収集する

データに無効なものや重複しているものが多数含まれていたが、現在は透明性が高く検証済みのデータを収集できるようになった。また、納税者が税務職員と直接面会することなく申告等の手続きができるようにコア税務管理システム（CTAS）を開発している。

インドネシアの付加価値税（VAT）には多くの免除対象があったが、2022年以降、医療サービス、社会サービス、金融サービス、教育サービス、雇用サービスに対するVAT免除は廃止された。VATには税込確保と価格検証の2つの機能があり、サプライヤーからの報告により、未報告の購入者を検出し、コンプライアンス違反を明らかにすることができる。

インドネシアの事業者のVAT強制登録の基準額は年間売上高48億インドネシア・ルピア（約29万米ドル）で、シンガポールの約100万米ドルと比較しても高額である。このように強制登録の基準額が高いため、事業者は複数の会社を設立し、売上高を分散することでVAT強制登録の対象となるのを回避している。VAT登録事業者はVAT未登録事業者からの物やサービスの購入は仕入税額控除の対象とならない。

また、インドネシアではインフォーマルセクターが国家経済の20～30%を占めており、税制執行を複雑にしている。

## 2. インドネシアの税収

インドネシアの税収について、金融機関や雇用主、輸入業者等による源泉徴収による税収が多いという特徴があり、預金利息や賃金、輸入に係る所得税が源泉徴収される。このうち税収全体の約3.4%を占める輸入源泉税は税率が2.5～10.0%である。

納税者自身が申告納税するのは個人所得税及び法人所得税であり、税収全体に占める割合は、個人所得税が0.79%、法人所得税が17.16%となっている。

## 3. インドネシアの税務署再編

インドネシアでは2002年から2008年にかけて税務署組織を税目別による分担から地域による分担へと再編した。これは納税者のコンプライアンスの改善と監視の強化や提供する税務サービスと対応力の向上、地域の経済特性への対応を目的に「小規模税務署」「中規模税務署」「大規模税務署」の3つの形態になったもので、小規模税務署では主に個人納税者や中小事業者への対応、中規模税務署では中規模法人への対応、大規模税務署では大規模法人や戦略的国内納税者に対応する体制となった。中規模税務署と大規模税務署に特別税務署を加えると税収全体の80%から85%を取り扱っており、小規模税務署は税収全体の約15%であるが、税収の基盤拡大に取り組んでいる。

中小企業向けの最終課税制度について、年間売上高が48億ルピア（29万米ドル）未満の中小事業者であれば、有限会社の場合は設立後3年間、その他の法人は設立後4年間、個人事業者の場合は開業後7年間、年間売上高に対して0.5%の低税率で最終税額が課される。

## 4. 個人ID番号の統合

これまでインドネシアの税務システムでは、納税者番号（NPWP）や個人ID番号（NIK）など複数の納税者IDがあったが、現在はNIKを単一の納税者番号とすることとなった。

## 5. グローバルミニマム課税の導入

インドネシアでグローバルミニマム課税が導入されたことにより、実効税率に係る優遇措置の効果が低減するため、今後、投資家にどのようなインセンティブを与えられるかが検討される。

## 6. インドネシア税制の改善策

インドネシアの税務システムにおいて、第三者機関からの情報を金融機関、市場、政府機関の情報と統合し、データ・マッチングとプロファイリング、分析により申告漏れを監視し、コンプライアンス

スを改善する必要がある。

また、OECD、BEPS 等の国際的な枠組みに参加し、情報交換していくことが税制執行を強化していくために必要であると考えられる。

(報告：野村俊之委員)

## 2-3 モンゴルの税制と OECD2025 年アップデート

Enkhjakhlan Tseyen (モンゴル税理士会)

### 1. 概要

モンゴルにおける税制実務の課題を取り上げ、ネパールなど他の内陸国との共通点を踏まえながら解説した。冒頭では OECD 2025 年モデル租税条約改訂のハイライトをまとめた動画が上映され、リモートワーク、大規模エネルギー事業、複雑な金融取引など現代的課題を取り扱う最新アップデートが紹介された。その後、モンゴルが直面している具体的な問題、すなわち BEPS 措置の導入、国際税務紛争、税務執行権限の拡大などが分析された。政策と実務のギャップを埋める上で税理士の役割が極めて重要であると強調し、透明性、継続的評価、国際協力が持続可能な発展に向けた税制強化の鍵であると述べた。



### 2. OECD 2025 年モデル租税条約アップデート

OECD モデル租税条約は「世界の租税条約の設計図」又は「世界経済の隠れた OS」と表現され、多くの国の租税条約の基盤となっている。2025 年改訂は「大型ソフトウェアアップデート」と位置付けられ、クロスボーダー所得の課税ルールを現代経済に合わせて更新するものである。

#### (1) リモートワークと恒久的施設 (PE)

今回の改訂では、在宅勤務が企業の PE (課税上の事業拠点) に該当するかどうかの判断が明確になった。

##### ①50%ルール：

従業員が年間労働時間の 50%未満を他国の自宅で働く場合、通常は会社の PE とはみなされない。

##### ②3つのテスト：

a. 継続性：勤務形態は恒常的か？

b. 時間：50%を超えるか？

c. 商業的理由：なぜその国で働くのか？現地顧客対応など業務上必要な場合は、PE と認められる可能性が高い一方で、個人的な理由での滞在は PE になりにくい。

#### (2) 資源・金融業向けの新ルール

石油・ガスなど資源関連事業の課税根拠 (PE) を明確化し、国ごとに単純な日数基準 (例：30 日) を導入できるようになり、一定日数を超えて探査活動が行われた場合、自動的に PE を認めることも可能になった。これにより、資源を持つ国は自国の天然資源から生じる利益に課税しやすくなる。

(3) 独立企業原則 (Arm's Length Principle)

多国籍企業内部の取引価格が独立企業間の水準であるべきという原則で、いわゆる「身内価格による利益移転」を防止し、2025年改訂では、複雑な内部金融取引への適用がさらに明確となった。

(4) 税務当局間の国際協力

税務当局が紛争の公式な仲裁者であることを再確認し、情報交換の柔軟性を高め、関連問題の調査にも活用可能になる。

### 3. モンゴルの税制実施における課題

モンゴルの税収は、鉱業など資源価格に大きく依存しており景気変動に脆弱である。そのため税制改革は、財政安定のみならず、自主的な納税遵守の促進、長期的経済発展を支えることになり、健全な税制の構築には、政府の中小企業育成や経済多様化等の経済政策との調和が不可欠である。

(1) BEPS 措置の導入

モンゴルは2018年1月にBEPS包括的枠組みに加盟し、OECD、IMF、JICAの支援を受けてわずか1年で大規模税制改革を完了した。しかし、制度改正のスピードに行政能力と納税者理解が追いつかないことから、CRS(共通報告基準)は2021年導入予定だったが2026年9月へ延期され、2020年に義務化された国別報告(CbCR)は、分析官不足で十分活用できていない。

(2) 国際税務政策と解釈の問題

モンゴルでは国際税務紛争が増加しており、初の相互協議手続(MAP)案件が発生した。その対象は、モンゴル子会社からシンガポール持株会社への配当で、争点は「受益者(Beneficial Owner)」の解釈違いについてであった。この案件からの教訓は、国際税務、BEPS、租税条約の体系的研修が必須であり、現在の課題は、紛争解決の専門家不足や仲裁制度(Binding Arbitration)が存在しないことである。

(3) 徴収権限と執行の強化

JICA支援のもと、日本の国税庁に類似する強制徴収制度(差押・公売など)を導入中であるが、国民の反発、政治的不安定、SNSによる批判の拡散、コロナ禍による実施延期により運用は困難が続いている。

(4) 税務アドバイザーの役割

税務アドバイザーは、政策と実務の橋渡し役である。モンゴル税理士会は、政府との国際基準に合わせた政策研究に積極的に関与している。

(5) 付加価値税(VAT)インボイス制度導入の成功例

2016年導入のVATインボイス制度は、消費者に2%還元と宝くじインセンティブ制度を提供したことで、申告の正確性と安定性が向上し、コロナ禍でも安定した税収を確保した。モンゴル及び新興国において、こうした政策の成功は、行政能力、国民の信頼、国際協力の均衡にかかっており、このバランスにより、VATインボイス制度は単なる税収確保手段を超え、持続可能な開発と良い統治の基盤となり得る。

(報告：渡邊弘一委員)



### 1. 概要

ネパール投資委員会 (Office of Investment Board of Nepal: OIBN) のニラヴ・キャウラウリ氏は、ネパールにおいて高価値のインフラ投資を促進する上での OIBN の役割について紹介し、OIBN がプロジェクトの財政的な運営を可能にするために、税制優遇措置や特典措置 (concessions) をどのように交渉するかについて報告がなされた。

主な課題としては、損傷品などの輸入問題の対応、ネパールの三層政府制度への対応、投資家からのインセンティブ強化要求と財務省 (Ministry of Finance) の財政責任とのバランスへの対応、と指摘している。また報告では、税法を含む法改正から投資家を保護する安定化条項 (Stabilization Clauses) を含むプロジェクト開発契約 (Project Development Agreements: PDA) が説明された。

### 2. OIBN の役割と機能

OIBN は、法令上の権限を持つ機関であり、基本的に法律によって、特にインフラ部門において、高価値の投資を誘致する権限を与えられている。法律ではまた、プロジェクトの財務的実現可能性を高めるために、OIBN は優れた税制優遇措置やその他の特典措置について交渉することが許可されている。その過程においては課題に直面することがあり、税制優遇措置に加えて、プロジェクトを推進するために、見込み投資家と交渉することができる。また、インフラプロジェクト推進のため、税制優遇措置やその他のインセンティブについて交渉する。

OIBN は、既存の法律に基づく定期的なインセンティブと、PDA 内で交渉されるプロジェクト固有の譲歩の 2 種類のインセンティブを促進している。これらのインセンティブを可能にするために、OIBN は財務省や税関局 (Department of Customs) などの機関に対して規制勧告を出す。標準規定を超えるインセンティブ交渉においては、投資家と財務省の間の架け橋役を務めている。

### 3. 税制優遇措置への対応と課題

OIBN は各措置に関して以下のような対応を行っており、生ずる問題に対処している。

#### (1) 関税優遇

プロジェクト向けの大型資本品の輸入には 1% の関税が課される。一方で、収益の漏れを防ぐため、PDA 交渉時に必要項目のマスターリストが作成される。

#### (2) 輸入関連問題への対応

プロジェクト現場への輸送中における消耗品や機器の損傷について、財務省及び税関局と連携し、損失を補償するための標準的な基準 (例: 2~3%) の合意などの方針策定を進めている。

### 4. PDA と投資家保護

法律では、安定化条項の存在によって、高額な PDA において投資家は法改正等から保護される。法的または税制の変更がプロジェクトに悪影響を及ぼした場合、政府は投資家に損失を補償しなければならない。

実際にプロジェクトにおいて、開発されていた場所の近隣の地方自治体によって地方税が課されたときに、開発者は PDA 保護を発動し、広範な協議が行われた。この事件により、ネパールの中央政府、州政府、地方政府全体での調整の必要性が認識された。

財務省の国庫（state exchequer）としての役割と投資家の要求が衝突することはあるが、OIBNはこれらの交渉を仲介し、「そよ風（breeze）」のような存在になることである。

（報告：大屋貴裕委員）

## 2-5 新興経済国における税制政策実施の課題

Shesh Mani Dahal（ネパール産業連合／ネパール商工会議所連合会）

本発表では、ネパールを含む新興諸国に共通する「税法の実施」における課題について論じる。学術的視点と実務経験の双方を踏まえ、新興国で広く見られる課題を整理し、紙の上の法律を実際に機能する制度へと転換するための方策を示す。税法を制定することは重要であるが、真の試練はその「実施」にある。実施が公正であるか、信頼できるか、そして一貫して行われているかが問われる。



### 1. 税法制定よりも困難な「実施」

現代的な税法の起草自体は、比較的容易になっている。国際的なモデルや先例が存在し、国際機関などから政策設計の支援も得られるからである。

しかし、本当の課題はその後に始まる。新興国において現代的な税法を実施するためには、人材、制度、手続、ITなど多くの基盤が必要である。ところが、実施段階では外部からの支援が弱まり、結果として、優れた法律が存在しても運用が追いつかず、大きな実施上の問題が生じる。

すなわち、良い法律は必要条件ではあるが、十分な条件ではない。成果は、明確な手続、専門的なチーム、統合されたデータ、そして行政基盤といった基本要素から生まれる。どれほど立派な法律であっても、これらの基盤がなければ、質の高い税務サービスは実現しない。

### 2. 新興国に共通する実施上の課題

第一に、非公式経済（インフォーマルセクター）の規模が大きいことである。ネパールでは、経済活動の約40%が非公式部門に属するとされ、これらは課税の枠外にある。その結果、経済規模に比して課税ベースが狭くなり、法律の実施は現実経済との摩擦に直面する。

第二に、税収が一部の正式部門に集中する点である。多くの新興国では、把握しやすい限られた部門に税負担が集中し、当該部門には過度な圧力がかかる。

第三に、政策変更が頻繁で予見可能性が低いことである。政治的変動が短周期で生じると、税制も頻繁に改正される。これにより、納税者の信頼は低下し、企業は中長期的な事業計画を立てにくくなる。本来、税制は安定的であるほど遵守が高まる。

第四に、公平性への疑念である。「富裕層や権力者は税を逃れ、正直な小規模納税者だけが負担している」という認識が広がると、納税意欲は低下する。また、税負担と公共サービスの対応関係が見えない場合も、信頼は損なわれる。

第五に、自主的遵守が弱く、強制執行に依存しがちな点である。政府への信頼が十分でない場合、自主的な納税行動は進まず、結果として執行コストが増大する。

第六に、税務当局の資源不足である。限られた人員・技術・予算の中で、移転価格、デジタル経済、

リスクベース監査といった高度な対応が求められているが、現場の投資が追いついていない。

第七に、IT システムの分断である。所得税、VAT、税関、物品税、地方税が別々のシステムで管理され、データが統合されていないため、効果的な分析や執行が困難である。

第八に、国際ルールと国内制約の板挟みがある。BEPS、グローバルミニマム課税、デジタル課税といった国際的義務が増加する一方で、新興国には十分な実施能力が備わっていない。

第九に、投資誘致のための税優遇と課税ベース維持との緊張関係である。過度な税優遇は課税ベースを狭め、財政の持続性を損なう恐れがある。

### 3. 成功事例から得られる教訓

税務改革に奇跡的な解決策は存在しない。成功した国々に共通するのは、規律ある積み重ねである。免税や例外を増やすほど、漏れや紛争の余地が拡大する。制度は可能な限り簡素で、課税ベースは広く、免税は限定的かつ期限付き、そして透明であるべきである。また、IT 投資のみでは不十分である。制度を運用するのは人であり、人材と組織への投資こそが実施能力を高める。公正・信頼・透明性を高める四原則は以下のとおりである。

第一に、戦略的な簡素化である。課税ベースを拡大し、税率は適度に、免税は限定的にする。複雑さは実施を阻害し、簡素さは遵守を高める。

第二に、安定したリーダーシップと専門能力である。改革を定着させるためには、専門的なチームと十分な時間が必要である。

第三に、信頼と透明性である。公平な取扱い、明確なルール、税金の使途の可視化が、市民の信頼を高める。

第四に、新興国間での国際協力である。データ、技能、ツール、監査モデルを共有することで、実施能力を向上させることができる。

### 4. 税の専門家の役割

本会場に集う専門家には大きな力がある。複雑な法律を現場で使える明確な指針に翻訳し、実データと経験を政策議論に反映させ、倫理と公平性を促進し、より良い納税者サービスを設計することが可能である。

結論として、新興国における課題は、税率や税額を紙の上でどう定めるかではない。真に問われるのは、いかに信頼でき、公正で、一貫した形で、業種・地域・納税者を超えて税法を実施できるかである。

(報告：笹尾博樹副部長)

## サジェスチョンスピーチ 1～3 税務行政におけるデジタル化：機会と課題

○スピーカー：韓国税務士会 Sang Bok Yoon

マレーシア勅許租税協会会長 Soh Lian Seng

グローバル IT 協力センター副所長（ロシア） Vasily Zudin

### サジェスチョンスピーチ 1. 韓国税務行政におけるデジタルトランスフォーメーション： 機会と課題

Sang Bok Yoon（韓国税務士会）



#### 1. はじめに

本セッションでは、韓国の税務行政が 1999 年から 2025 年にかけて推進してきたデジタルトランスフォーメーション（以下、DX）の歩みと、AI 時代における新たな課題が報告された。韓国国税庁（NTS）は、アジア地域において最も先進的な電子申告・デジタル徴税インフラを実現してきた行政機関として知られ、今回の講演では、紙ベースの税務行政から統合電子プラットフォーム、さらに AI 主導の税務支援へ至る 26 年間

の変革の全体像が示された。資料には、年表、制度概要、AI 導入内容が多く掲載されており、講演内容を補足する形で視覚的にその進展が示されている。

#### 2. 韓国税務行政のデジタルトランスフォーメーションの歩み

##### (1) デジタル基盤整備期（1999～2015）

韓国の DX は、1999 年の国税庁インターネットホームページ開設により始動した。これは税情報へのオンラインアクセスを初めて全国民に提供したものであり、電子行政の黎明期を象徴する。

2001 年には全国の税務相談を一元化する「NTS General Consulting Center」が開設され、2002 年には電子申告・納付の中核となる「HomeTax」システムが導入された。さらに 2004 年には各種証明書の電子発行、2005 年にはキャッシュレシート制度導入とモバイル証明書サービスの開始など、行政・納税者双方の利便性向上に寄与するデジタル化が進展した。

2006 年の税法情報システム構築、2010 年の年末調整簡素化サービス、2011 年のデジタルフォレンジック活用などにより、業務の電子化と内部処理効率の向上が本格化した。2015 年には行政側システム「NTIS」と納税者向けアプリ「Soltax」が導入され、モバイル申告の環境が整い、韓国税務行政 DX の基盤は完成段階に到達した。

##### (2) AI 時代（2019～2025）

2019 年には 24 時間応答型の AI チャットボット（VAT 相談ボット）が HomeTax に導入され、AI 活用による税務相談が開始された。2020 年には中小企業向け事前入力型 VAT 申告を提供し、会計人材の不足する小規模事業者の負担軽減に寄与した。

2023 年には AI 税務アシスタンスサービスが導入され、複雑な税務判断を AI が支援する新段階に入った。2024 年には生成 AI による税法相談サービスが登場し、音声認識を用いた自然な対話と、通話内容の要約送信が実装された。NTS は同年を「AI 税務行政元年」と宣言している。

2025 年には AI を活用した調査支援システムが本格稼働し、脱税検出の高度化、調査対象選定の客観化、処理効率向上が期待される。また、外部専門家を含む「未来革新タスクフォース」が発足し、AI を核とする 5 つの重点戦略が策定された。

### 3. デジタル化の成果と便益

#### (1) 納税者利便性の向上

HomeTax 及び Soltax によって「いつでも・どこでも」申告・納付が可能となり、申告手続の簡素化、来庁負担の解消、事前入力データによる作業時間の短縮などが実現した。特にモバイル申告の普及は、中小事業者や若年層の納税行動を大きく変えた。

#### (2) 行政効率の改善

電子情報の集約とデータドリブンな内部処理により、国税庁職員の業務効率は大幅に向上した。統合データベースが調査業務の精度を高め、政策決定の分析基盤としても有効に機能している。

#### (3) 任意的コンプライアンスの向上

透明性の高い税務行政、利用者負担の少ない申告プロセスは納税者の信頼醸成につながり、自主的コンプライアンスの向上をもたらした。

### 4. デジタル化がもたらす課題

#### (1) データプライバシー・セキュリティ

税務データは最も機微性の高い個人情報であり、一度の情報漏洩でも行政への信頼を損なうリスクがある。AI 導入に伴うデータ保存・処理の高度化により、セキュリティ対策の強化が不可欠である。

#### (2) AI の公平性・説明可能性 (Explainability)

AI の判断は学習データの偏りを反映しうるため、説明可能性・透明性を確保しなければ、納税者保護に問題が生じる。

#### (3) 技術統合とインフラ投資の負担

レガシーシステムとの統合や新技術導入のためのハード・ソフト両面の投資、人材育成コストなど、行政側の負担は大きい。

### 5. 総括

本セッションは、韓国が 26 年間かけて構築した高度な電子税務システムの全体像を明確に示すものである。韓国の事例は、単なる電子申告の整備にとどまらず、AI を組み込んだ「自動化・知能化された税務行政」へ移行しつつある点に特徴がある。他方で、データ保護、AI 倫理、巨大なインフラコストといった課題も浮き彫りとなった。韓国の経験は、アジア諸国における税務行政改革において貴重な示唆を提供し、日本の税務 DX 推進にも参考となるものである。

(報告：酒井啓一委員)

## サジェスチョンスピーチ 2. 税務行政におけるデジタルトランスフォーメーションの機会と課題

Soh Lian Seng (マレーシア勅許租税協会会長)

### 1. マレーシアの税務行政

私は「税務行政におけるデジタルトランスフォーメーション (DX) の機会と課題」についてお話したい。マレーシアの税務行政における DX は、韓国のように進んでおらず、まだその一步を踏み出した段階にある。

マレーシアの税務行政は財務省を中心とした非常にシンプルな組織によって執り行われており、首相は財務大臣を兼務しており、第2大臣と副大臣もいる。財務省が国の財政を管理し、税制政策を策定している。マレーシアの税務行政に関する2つの重要な機関として、間接税等を管轄する関税局 (Royal Malaysian Customs Department) と個人・法人所得税等を管轄する内国歳入庁 (Inland Revenue Board of Malaysia) があり、内国歳入庁は政策部門、税務運営部門、コンプライアンス部門、管理部門に分かれている。



### 2. マレーシア内国歳入庁が提供する電子サービス

本日は特に税務行政のデジタル化がマレーシアでどのように進展してきたかについて触れたい。マレーシアの税制は賦課課税制度から申告納税制度に移行して以来、税務当局は継続的に電子サービスの改善を重ねてきた。

現在、税務当局が納税者に提供するすべてのサービスは電子サービスを通じて完結しており、納税者も税務申告や登録等、頭に「e」が付いている手続きはすべてオンラインで行うことができるため、税務当局まで出向く必要がない。

個人所得税から法人所得税、不動産譲渡所得税まで申告書の提出状況や税金の納付状況、還付金の処理状況についてもすべてオンラインで確認でき、税に関する不服申立てもオンラインでできるようになった。

### 3. マレーシアの DX 事例 ～デジタル印紙～

マレーシアの税務当局のデジタル化の取り組み事例として、印紙税について取り上げたい。私が税務コンサルタントになったばかりの頃は、どんな書類であっても窓口に出向いて印紙を書類に貼ってもらう必要があった。その後、プリンターが導入されるなどの改善はされたが、それでも窓口に出向く必要があった。しかし、今では電子スタンプを利用することにより、窓口に出向く必要がなくなり、オンラインで印紙税に関する手続きを済ませることができるようになった。

### 4. マレーシアの税務行政における DX の機会と課題

マレーシアの税務行政における DX について他に言及すべき点は、電子インボイスを導入したことである。皆様の国でも電子インボイスを導入しているところがあると思うが、マレーシアの電子インボイスの特徴は、その導入において付加価値税のプラットフォームではなく、所得税のプラットフォームを利用している点であり、2年前にこの取り組みを始めてから今までのところ全て順調に進んでいる。

税務行政のデジタル化の取り組みにより税務当局はリアルタイムで正確かつ効率的に納税者情報を共有できるようになり、対象を絞った税務調査が可能となった。また、納税者の納税を容易にする

ことにより徴収率も上がっている。

課題という点では、いくらデジタル化を進めても IT に精通していない納税者やサポートを必要とする納税者もいる。しかし、これはデジタル化を進めるために通過しなければならない過程であり、時間は要するが、いずれは解決されることである。

また、税務調査の対象を厳密に選定するためのメタデータの標準化について、政府は AI をプロファイリング・ユニットに組み込む取り組みを進めているところである。

最後に、2027 年の AOTCA 会議の開催地がマレーシアに決まった。2027 年に皆様がマレーシアを訪れることを歓迎する。

(報告：野村俊之委員)

### サジェスチョンスピーチ 3. ロシアの税務行政におけるデジタルトランスフォーメーションと納税者及び税務コンサルタントに与える影響

Vasily Zudin (グローバル IT 協力センター副所長、ロシア)

#### 1. ロシアの税務行政におけるデジタル技術の導入



私はロシア税務コンサルタント協会の科学専門家評議会のメンバーであり、また、モスクワのグローバル IT 協力センターの副所長を務めている。私は「ロシアの税務行政におけるデジタルトランスフォーメーション (DX) と納税者及び税務コンサルタントに与える影響」をテーマにお話したい。

ロシア連邦税関庁 (FTS) のデジタル税務サービスでは、その技術ソリューションによって国内の資金や物品の流れをリアルタイムで管理できる。税務行政におけるデジタル技術の導入は、国家のコスト削減を可能にし、高いレベルの管理の維持、税収確保と国家予算編成の効率化をもたらしている。一方、

企業にとっては FTS とのやり取りの簡素化や会計プロセスの最適化、税務リスクの軽減や税務業務における透明性の向上をもたらしている。

FTS の DX は 3 つの主要原則に基づいている。これらは①ユーザー中心のアプローチ、②インフラ重視の戦略、③納税者の申告に代わるデータ収集である。ロシアにおける電子文書フロー (EDF) は、2005 年に税務当局と納税者間での電子文書交換の導入から始まった。その後 20 年間重要な国家政策として推進され、現在では 93% 以上の納税者が FTS との文書のやり取りを電子化し、100% の納税者が電子署名を使用している。

#### 2. 電子文書フローの導入

ロシアの EDF は、契約調達、製品トレーサビリティ、製品マーケティング、貨物輸送、予算策定機関において導入が義務付けられている。EDF の導入は「政府」と「ビジネス」に分けられ、「政府」では税務関係手続、司法関係手続、会計報告で、「ビジネス」では取引先との文書交換で導入されている。特に 2020 年の新型コロナウイルス感染症のパンデミックのときにロシアの EDF は大きく推進され、2025 年第 1 四半期にロシアで発行された文書総量に占める電子文書の割合は 100 パーセントであった。これは BtoB 企業のほとんどがすでに EDF に移行したことを意味している。同年以降、ロシ

アとベラルーシの企業間でも 25,000 件以上の電子文書がやり取りされており、このことは国家間の BtoB 企業の協力が進み、ユーラシア経済連合内でも統一されたデジタルシステムが構築されつつあることを示している。EDF は紙文書のやり取りと比べて、コストの削減、取引や決済処理の迅速化、保管の利便性、環境の持続可能性と様々な点でメリットをもたらす。

### 3. デジタル化と AI 時代の税務行政

ロシアの税務行政においては、資金・物流の監視、納税者データの統合、予測分析を用いたリスクの認識、直接かつ非接触の税務サービスの提供が行われている。また、税務行税の透明性を構築するため、金融機関や税関、法務局などから様々なデータを FTS のプラットフォームに統合し、国内市場及び海外市場の取引を管理している。これにより、ロシア国内の販売者の請求金額と購入者の支払金額の不一致を洗い出し、付加価値税の未納割合を 1% にまで減少させることができた。また、オンラインレジの導入により、発行された領収書の QR コードから個人及び法人の販売・購入取引を把握することが可能になった。

ロシアの税務行政の重要な取り組みとして税務モニタリングがあり、FTS は企業の会計システムへリアルタイムにアクセスできるようになった。現在、国内大手企業 737 社で導入されており、これは連邦予算の 3 分の 1 の規模を占めている。

さらに、2026 年から FTS はすべての事業者について 35 の基準からその財務・経済活動を予測分析し、低、中、高のレベルに税務リスクを評価する「ステータス評価」を行う権限が付与された。これによって、ロシアのビジネス環境はセキュリティと透明性が高まった。

### 4. 税務行政のデジタル化に関する主な結論

DX によって、FTS の税務管理プロセスは効率性が大きく向上した。また、納税者との遠隔的なやり取りが可能となり、税務紛争を削減させ、税務行政の透明性を高めることができた。

税務コンサルタントにとっては、顧客評価のための FTS の分析ツールにアクセスできるようになった。

FTS は BRICS 諸国と連携して世界的なベストプラクティスを採用し、IT ソリューションにおける専門性レベルを向上させている。

FTS と共同で設立されたロシア税務コンサルタント協会は、国家の公共利益と企業の利益のバランスをとりながら、税務当局と納税者との橋渡し役として、税務上の紛争を回避し、質の高い税務コンサルティングを提供している。

グローバル IT 協力センターは、情報技術分野の専門家と協力し、多国間ガバナンスへの新たなアプローチを推進している。

今後もお出席の皆様とこの専門知識と経験を共有させていただきたい。

(報告：野村俊之委員)

## セッション3 グローバルな税務コンプライアンスにおける税務専門家の役割と範囲

○モデレーター：ネパール勅許会計士協会 Ananda Raj Sharma Wagle

○スピーカー：モンゴル税理士会 Altanzaya Gunsen

シンガポール税理士会 Edwin Leow

中国注册税务师協会 Gordon Gao

日本税理士会連合会 井上友一

パキスタン税法協会 Anwar Kashif Mumtaz

### 3-0 はじめに

Ananda Raj Sharma Wagle (ネパール勅許会計士協会)

#### 1. 本セッションの趣旨

本セッションでは、国際税務アドバイザーの役割とグローバル税務コンプライアンスに焦点を当て、各国の専門家が制度動向と実務上の課題を共有する。冒頭、モデレーターの Wagle 氏からセッションの構成等に係る説明が行われた後、ネパールにおける国際課税の現状について導入的なコメントがあった。



#### 2. ネパールにおける国際課税の現状

ネパールでは、租税条約の整備(10 各国)、移転価格(TP)規則の導入、OECD/G20 BEPS 包摂的枠組みへの参加、デジタルサービス税(DST)導入対応等、一定の進展が見られる一方で、条約ネットワークが限定的であることや、TP 規則の執行が十分でないこと(文書化・ベンチマーキング・リスクベース監査といった専門性の不足)などが課題となっている。今後は BEPS 多国間協定の採用、国別報告書(CbCR)制度の導入、グローバルミニマム課税への備え、デジタル課税対応のための行政能力・技術・国際協力強化が重要となる。

また、認定を受けた熟練の専門家が育たなければ、政策の影響は限定的となることから、政府にはこれら専門家を関与させ、能力を高め、地位を向上させる責任がある。

(報告：渡邊哲人副部長)

### 3-1 モンゴル税制の変遷とデジタル変革からの教訓

Altanzaya Gunsen (モンゴル税理士会)

**SPEAKER INTRODUCTION:**

From: 2002/2004 To: Present  
Founder, Executive Director, President and Chairman of the Board of the Mongolian Association Certified Tax Consultants (MACTC)  
From: 2020 To: Present, Advisory Professor at Mandakh University  
2010, Professor  
2003, Doctor (Ph. D) (Public management: Fundamentals of theory and methodology of tax policy in Mongolia), Academy of Management, Mongolia  
From 1996 – 2020 lecture, Head and professor of Accounting department, vice director in School of Business of National University of Mongolia (Institute of Commerce & Business)  
1992 - 1996- A tax inspector of the City Tax Office

**Altanzaya Gunsen**  
Honored Economist, Chairman of the Board and President of MACTC, Doctor, Professor, CPTA, CPA.

**PUBLICATIONS**

Books, Handbooks, textbooks	42
Reports	65
Articles, presentations	54
Research and advisory	28

**AOTCA**  
CONFERENCE 2023 NEPAL

#### 1. 税制改革の歴史的経緯

モンゴルの税制は、共産主義体制の終結後である 1990 年代初頭から本格的に形成され、民主化に伴う行政制度の再設計が必要となった。1992 年には税務行政の構造改革が行われ、近代的・専門的な税務行政の基盤が整備された。

## 2. 2012年以降の税制改革と付加価値税（VAT）法の施行

税制改革は段階的に進められ、2012年以降は包括的な改革プロセスの第2段階として、制度の近代化とデジタル統合が強く推進された。重要な制度改正として、2017年1月1日のVAT法の施行が挙げられ、eバンキング導入、VAT2%還付、宝くじ連動の仕組み等を通じ、納税遵守と利用促進が図られてきている。

## 3. 電子申告・電子サービスの拡充

2016年前後には、オンライン納税等を可能とする電子税務システムが導入され、国際的な事業者や低賃金層も利用しやすい仕組みが整えられた。納税者からの苦情対応を踏まえた改善が行われており、単なる技術導入ではなくサービス品質の向上も重視されている。

また、税務システムと統合された国家プラットフォームによってデータの透明性が向上しており、モンゴルの税務署（36署）には税務行政統合システムが整備されている。

## 4. 導入効果（効率化・コンプライアンス向上）

電子化の取組成果として、現在、電子申告が85%超となっている。また、デジタル変革とリスクベース管理により、業務効率は52倍向上し、税務調査を受けた納税者の数は77%減少、1件当たり税務調査における非違額は12.1倍増加した。これらは、事務処理の省力化に加え、徴税の適正化・不正抑止の実効性向上を示す指標と整理できる。

## 5. ビッグデータの統合と分析

電子化の次の段階としてビッグデータの統合・分析が重要となっている。

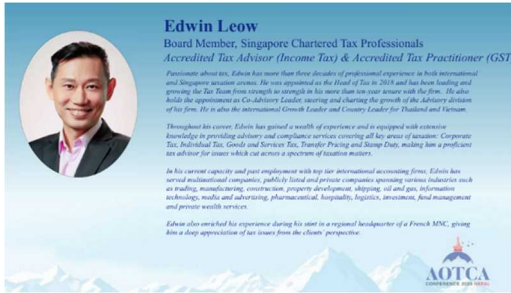
モンゴル中央研究部門により、①統合データ管理システム、②ビッグデータ環境、③分析ツールの3要素からなる統合型ビッグデータシステムが構築されており、電子システムが税収や法人税・配当課税等に与える影響を分析したところ、税収やコンプライアンスの向上に貢献することが示されている。

## 6. 教訓と今後の課題

モンゴルにおける税制上のデジタル化は、単なる業務の効率化にとどまらず、税務行政の考え方そのものを変革してきた。こうした変革を支えたのは、リーダーシップと制度面での積み重ねであり、デジタル技術はそれを後押しする手段として位置付けられる。

モンゴルでは、税・関税・社会保険データの連携や市民参加型の仕組み、専門家の活用を通じて、納税者との信頼関係や透明性が高められてきた。今後は、AIやビッグデータを活用した予測型・リスクベースの税務行政へと進み、公正で持続可能な税制運営を目指す段階に入っている。

（報告：渡邊哲人副部長）



### 1. グローバルな税務環境の変化と現状の課題

国境を越えた取引やデジタル経済の進展に加え、OECDにおけるBEPS（税源浸食と利益移転）2.0への取組等により、グローバルな税務コンプライアンスの複雑性は年々増している。また、AIやテクノロジーが税務業務に浸透し、税務アドバイザーはAIでは容易に代替できない戦略的な役割を模索する必要がある。

### 2. シンガポールの規制の現状

#### (1) 協調的な規制システムとデジタル化の推進

シンガポールの税務当局（IRAS）は、納税者や税務アドバイザーとの対話を通じて、ガバナンスとデジタル化に重点を置いた強固な規制システムを構築している。特にデジタル化については、全国的な電子インボイスシステム「InvoiceNow」を導入し、当局とのリアルタイムな請求書データ交換を促進している。これにより、エラーの削減と業務効率の向上を図り、税務コンプライアンスとガバナンスの強化を実現している。

#### (2) 税務ガバナンスフレームワーク（TGF）

期限内申告率が非常に高いシンガポールでは、申告内容の「正確性」へと移行していることに焦点を当て、「税務ガバナンスフレームワーク（TGF）」を展開している。TGFは、企業の取締役役が税務事項に対する責任を持ち、強固な内部統制を確立することを奨励する枠組みである。

TGFへの参加は自発的であるが、税務当局は「責任ある税務行動へのコミットメント」として認識しており、その特典として、自発的な導入過程で過去の申告誤りが発見された場合のペナルティ（罰金）が免除されるという恩恵を付与し、企業の参加を促している。

また、物品サービス税（GST）の分野では、「ACAP（Assisted Compliance Assurance Program）」というプログラムがあり、企業や納税者がGST申告を正しく行い、それを保証するための内部統制が整っているか確認できるよう支援している。

### 3. 国際税務アドバイザーの役割

#### (1) 戦略的アドバイスと適正な納税

上記のように仕組みが整い、テクノロジーが申告業務を処理できるようになった現在、アドバイザーは単なる申告書の作成を超えた役割を担う必要がある。

具体的には、国境を越えた事業再編や、複数の法域にまたがる税率管理など、AIが代替できない戦略的プランニングにおいて企業を支援する。

#### (2) デジタル・ガバナンス導入の主導

顧客である企業がデジタルツールを採用し、リスク管理やガバナンスの枠組みに準拠できるよう、知識と能力を備えて指導する役割が求められる。

#### (3) 税制に関する対話と調和

税務当局及び納税者への関与を深め、対話を促進するとともに、ベストプラクティスを共有して税務基準の調和を支援する。

#### 4. 今後の展望と結論

国際税務の専門家として、包括的なアドバイスを提供することで、企業がコストに見合った適切なコンプライアンス体制を構築できるよう導くことが、アドバイザーの役割である。

そのために、税務以外の分野（テクノロジー等）にも精通し、大胆にリーダーシップを発揮すべきである。

進化するグローバルな環境において、新しいトレンドを受け入れ、地域間の協力を促進し、世界の税務の進化をリードする存在でなければならない。

（報告：中村真太郎委員）

### 3-3 質の高いグローバル化を実現するための企業支援

Gordon Gao（中国注册税务师協会）

#### 1. 中国税務行政の動向

国家税務総局（SAT）は、税務サービスの体系化と国際対応力の強化を進めており、税務サービスブランド「Tax Express」を整備し、36の省税務局も「Shanghai Always Be With Me」等のサブブランドを展開することで、税務サービスのマトリクス形成を進めている。これにより、国際取引に係る税務支援の品質向上、多国籍企業との対話チャンネルの整備、公共知識プロダクトの拡充が図られている。

また、SATは「Going Global Tax Credit Guide」を公表し、114の国・地域における税制・租税条約を整理しつつ、120の主要論点を提示している。加えて2024年1月には、51か国を対象とした新たな税制ガイドラインを公表し、対外貿易安定化と対外投資安定化の二領域に整理した上で、外資誘致、人材確保等に関する支援を行っている。



#### 2. 付加価値税（VAT）法の施行と税務信用評価制度による納税者管理

2026年1月1日に施行されるVAT法は、中国税法の本格実施を加速させ、企業に安定した予見可能性を提供する制度として期待されている。

また、SATは、税務信用評価制度によって納税者管理の高度化を推進しており、「信用＋リスク」をモニタリングシステム整備することで、企業の自発的な是正を促すとともに、税務信用格付けの回復・向上を支援している。

#### 3. BDO China Taxの国際戦略と運営モデル

BDO China Tax（BDOの中国における税務専門部門）は、国境を越えた取引の橋渡し役として評価されており、企業のグローバル展開を支えている。また、「国内拠点＋グローバルネットワーク」の枠組みを確立し、BDO International Alliance（166か国）に参画することによりワンストップの国際税務サービスの提供を目指している。グローバル協働の原則として「開放と共有」「専門性の補完」「責任の共有」を掲げ、地域間での役割分担と連携を前提に、税務上の課題解決を迅速化する体制を整備している。

#### 4. BDO China Taxにおける国際税務への対応（コンプライアンス事例）

BDO China TaxのBEPS2.0第2の柱への対応として、中国に本社を持ち米・英・豪・香港に子会社を有する多国籍企業への支援がある。15%のグローバルミニマム課税を前提に、影響評価、対象範囲

確定、セーフハーバー検証、トップアップ税計算、各地域のローカル申告支援までを包括的に実施している。

対応上の課題として、国・地域ごとの制度差や計算の複雑性、言語・文化・時差の違いが挙げられるが、BDO はネットワーク協働とデジタルツールの活用によりこれらを補完している。具体的には、「Global Tax Database」(約 100 か国をカバー) によるガイダンスの提供や、生成 AI の「Xinren AI」、請求書管理・リスク監視等を支援する「Xin Tax」などを用いた情報共有、進捗管理及びリスク検知の効率化を図っている。

## 5. まとめ

国際税務の協働モデル及び BEPS2.0 第 2 の柱への対応を含むコンプライアンス業務におけるデジタル化が重要となっており、今後は VAT 法施行等の制度改正への備えに加え、国際ネットワーク連携とデータ活用を前提としたグローバル税務ガバナンスの強化が企業・専門家双方に求められている。

(報告：渡邊哲人副部長)

### 3-4 グローバルな税務コンプライアンスにおける税務専門家の役割と範囲

井上友一（日本税理士会連合会）



#### 1. 税務コンプライアンス

税務コンプライアンスとは、申告納税制度が適正に機能するために国民が高い納税意識を持ち、自発的に正確な申告をすること、つまり自発的な納税義務の履行と定義する。

税理士法第 1 条で「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使

命とする。」とあり日本の税理士は、納税者が税務コンプライアンスを実現するために重要な役割を担っている。

#### 2. グローバル税務コンプライアンス

グローバル税務コンプライアンスは税務コンプライアンスの一分野で複数の国をまたぐ活動における税務コンプライアンスのことである。

国内税法や租税条約など複数の規則が存在するために、税制が複雑になり、また国家間の課税権の争い等により、関係するすべての国・地域にわたり適切な課税を確保することが本質的に困難である。

#### 3. 税務専門家の 3 つの役割

- ①義務の履行者、
- ②リスク管理者、
- ③戦略的アドバイザー

#### 4. 税務専門家の 3 つの業務範囲

- ①サービスの範囲、
- ②地理的な範囲、
- ③責任の範囲

## 5. 日本の税務行政の特徴

### (1) 課税当局の特徴

日本の課税当局は「適正な課税」を行っており、税務調査では、申告漏れの金額だけでなく過大申告の金額も指摘すること、また、還付申告をした場合、たなざらしされることもなく迅速に還付処理され、還付があった場合に税金を補うために別理由で税務調査を行うこともない。

### (2) 納税者の特徴

日本の税務当局と納税者は几帳面であり、詳細な税務通達、FAQ、Q&A 文書が作成されている。双方のこのような特徴は日本の国民性を反映していると考えられる。

### (3) 日本の国民性のアンケート結果

社会学者が行った WVS7 でのアンケート結果で、税金のごまかしは決して許されないという設問に日本人回答者の 86.5% が決して許されない、と回答している。日税連は、若い世代に対し租税教育活動を推進している。

### (4) その他

- ① 国外関連者への寄附金の損金不算入制度税務調査の中で移転価格の問題ではなく寄附金として処理しがちである。
- ② GAAR（一般的租税回避否認規定）は日本にはない。その代わりに同族会社の行為計算否認規定があり、税務当局はこれを利用して租税回避に対応している。

## 6. 日本の税理士が果たしている具体例

発表者が実務で行っている内容を具体例として紹介した。

法人税申告書作成における貢献にとどまらず、移転価格問題の発生を防ぐため価格について助言、グループ内役務提供（IGS）の役割について助言、中小企業の社内税務部として対象国の現地税制を調査、対象国の現地税務専門家と打合せ、関税への対応のアドバイス（FTA 及び EPA の利用）、決済通貨の検討を通じて為替リスクの管理等々。

## 7. まとめ

- (1) グローバル税務コンプライアンスの遂行には、外国の税務情報の収集が不可欠で、AI (ChatGPT、GEMINI 等) を活用し、外国語の情報や外国の税務情報を効率的に調査できる。AI が提供する情報の正確さを検証することが非常に重要でその信頼性の高い使い方が重要な課題。今後、税務専門家は AI を賢く活用して、効率性とグローバルな対応力を高める必要がある。
- (2) 国際課税の日常化
  - ① 中里実名誉教授が 10 年以上前に述べられていた国際課税の日常化が進展している。
  - ② 国際税務の専門でない税理士でもこの発表で触れたことは押さえておくべき内容だと思う。

## 質疑応答

移転価格税制に関する日本の経験とこれから本格適用するネパールへのアドバイスをモデレーターから求められ、次のように回答した。

日本の移転価格税制は 1986 年に導入された。現在は OECD 移転価格ガイドライン改訂に忠実に対応しているが、導入当初は自国に必要なものを見極めて導入することが重要。

日本は最初から APA を入れた。アジア地域では相互協議が機能していない。そのためには共通ルールの構築が必要。

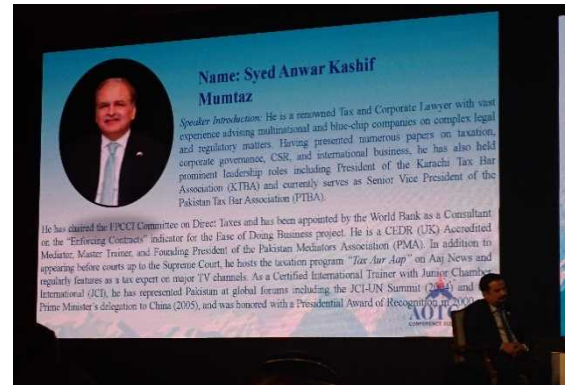
(報告：井上友一委員)

### 3-5 ボーダーレス世界の複雑性をナビゲートする

Anwar Kashif Mumtaz (パキスタン税法協会)

#### 1. 本講演の概要

本講演では、パキスタン税法協会の上級副会長であるサイド・アンワール・カシフ・ムンタズ氏により、グローバル化及びデジタル経済の進展により急速に複雑化する環境下における国際税務アドバイザーの役割等について解説がなされた。



#### 2. 国際税務を取り巻く環境の変化

現代の企業活動は国境を越えて行われることが一般的となり、複数国の税制への同時対応が求められている。OECD の BEPS プロジェクトなどを背景に、各国税務当局は課税逃れを防止するため、税務執行を一層強化しており、データの透明性や情報開示の重要性が高まっている。これにより企業は、コンプライアンス違反に伴う高額な制裁金や、信用低下のリスクなど、従来以上に複雑な問題に直面している。

#### 3. 国際税務アドバイザーの役割

こうした環境下で、国際税務アドバイザーは従来の基本的なコンプライアンスを遵守する役割から、企業戦略に深く関与する「戦略的ビジネスパートナー」へと転換することが求められ、企業の成長とリスク管理の両面を支える存在に進化している。国際税務アドバイザーの重要な役割は、グローバルな税制改革へのアップデートを継続し、脱税ではなく、法令を遵守した上で合法的に税負担を最小化する適正なタックスプランニングを提案することにある。

#### 4. 役割を果たすべき重要分野と今後の課題

移転価格税制、AML (マネーロンダリング防止) への対応などが、国際税務アドバイザーに係る重要分野として挙げられる。これらの分野は国際的な監視が厳しく、対応を誤ると企業に重大な影響を及ぼす恐れがあるためである。また、AI などの技術活用や、各国専門家との国際的ネットワークを構築していく必要がある。

#### 5. 本講演を通じて感じたこと

国際税務アドバイザーは、企業の国際展開や投資戦略に合わせた戦略立案、各国の税法や規制へのコンプライアンス対応、税務調査や制裁への事前対策などのリスク管理を総合的に担う存在へと進化しており、その重要性は今後さらに高まると考えられる。本講演を通じて、国際税務が単なる専門的な申告業務ではなく、企業の経営判断や持続的成長に深く関わる重要な分野であることを理解した。特に、合法的な税負担の最小化と脱税との明確な線引きを意識する姿勢は、国際税務アドバイザーに求められる高い倫理観を示していると感じた。また、AI の活用や国際的ネットワーク構築の必要性が

ら、今後の税務専門家には知識だけでなく柔軟な対応力と継続的な自己研鑽が不可欠であると考えさせられた。

(報告：増嶋英昭委員)

## サジェスチョンスピーチ4 発展途上国における税務専門家の倫理的責任と職業倫理

○スピーカー：インドネシア税理士会 Ichwan Sukardi



### 1. 倫理的責任を考えるに当たって：規則と倫理の性質及び相違点

#### (1) 規則（ルール）の性質

- ①政府によって起草・執行される法律や規制であり、通常は明文化されている。
- ②主な目的は行動を規制し秩序を維持することであり、違反した場合には罰則が伴う。

#### (2) 倫理の性質

- ①行動の指針となる道徳的原則であり、文化や宗教、社会的な価値観に根ざしている。

- ②正誤の判断に焦点を当てたものであり、シートベルトの着用（規則）に対し、プライバシーの尊重（倫理）といった形で区別される。
- ③内部告発のように、規則と倫理の境界が曖昧な「グレーゾーン」も存在するが、ジョン・マックスウェルが説くように、政策は変わっても原則（倫理）は不変である。

### 2. 中核となる倫理的責任（Core ethical responsibilities）

税務専門家における「中核となる倫理的責任」として、下記の5つの項目が挙げられる。特に誠実さについて、正直で率直であることは、専門家としての基本的かつ最も重要な責任である。この価値観の形成には幼少期からの教育が重要であり、日本の教育システムにおける道徳教育などは、規範や価値観を育む一例である。

- ①誠実さ
- ②客観性
- ③守秘義務
- ④専門家としての能力
- ⑤十分な注意

### 3. 発展途上国特有の課題：専門的行為を阻む要因

倫理を実務に落とし込む際、特に発展途上国においては下記の5つの点が障害となる。中でも、規制枠組みの不備や一部の国で見られる汚職が大きな障壁となっている。また、リソースの不足や文書化の不備も、適切な倫理の実装を妨げる要因である。一方で、税務専門家は特権的な立場にあり、その知識を共有する責任を負っている。そのため、税務専門家の協会などを通じ、公益活動として納税者教育を行うことは、社会貢献の重要な一環となる。

- ①脆弱な規制枠組み

- ②汚職と贈賄
- ③不十分なリソースとトレーニング不足
- ④インフォーマルセクターの優位性
- ⑤不十分な納税者教育

#### 4. 非倫理的行為の影響：社会及び税務専門家に生じる損害

倫理の欠如による影響として、下記の3つの損害が挙げられる。特に、個人のみならず、事務所や職業全体に対する社会的評価の失墜を招くことに留意すべきである。

- ①財源の喪失と経済的・法的不安定化
- ②社会的信頼の毀損
- ③風評被害

#### 5. 倫理的行為の促進：組織的・制度的取組

組織的な取組として、下記の3つの方策が挙げられる。思考の指針となる「行動規範」を策定し、道徳的原則を具体化する必要がある。また、「倫理委員会」を設置し、会員の活動を監督しつつ、違反者には制裁を科す体制を整えるべきである。

- ①法的枠組みの強化
- ②専門家教育の推進
- ③透明性の向上と内部通報者保護の確立

#### 6. 結論（総括と行動喚起）

税務専門家は、専門職に適用される規則にとどまらず、あらゆる倫理規範を遵守すべき対象である。自身のみならずクライアントの双方において税務コンプライアンスを保証することが求められ、その基盤には誠実性と信頼がある。この専門職において倫理は決して選択肢ではなく、公衆からの信頼と国家の誠実性を維持するための不可欠な礎である。

（報告：川崎久美子委員）

## 日本税理士会連合会 国際部

部 長	鈴木 恭 浩	(千葉県会)
副 部 長	渡 邊 哲 人	(東京 会)
副 部 長	笹 尾 博 樹	(関東信越会)
副 部 長	濱 中 武 志	(近 畿 会)
委 員	酒 井 啓 一	(東京地方会)
委 員	増 嶋 英 昭	(千葉県会)
委 員	近 藤 勝 美	(北海道会)
委 員	渡 邊 弘 一	(東北 会)
委 員	野 村 俊 之	(名古屋会)
委 員	井 上 五 郎	(東 海 会)
委 員	大 屋 貴 裕	(北 陸 会)
委 員	井 上 友 一	(中 国 会)
委 員	松 岡 宣 明	(四 国 会)
委 員	中 村 真 太 郎	(九州北部会)
委 員	川 崎 久 美 子	(南九州会)
委 員	比 嘉 久 泰	(沖 繩 会)

担当副会長	尾 崎 秀 明	(名古屋会)
専務理事	遠 井 洋 子	(関東信越会)

### AOTCAカトマンズ会議 2025 レポート

—発行日— 2026年3月31日

—発行人— 日本税理士会連合会 国際部

〒132-0034 東京都品川区大崎1-11-8

日本税理士会館

TEL 03-5435-0931 FAX 03-5435-0941

<http://www.nichizeiren.or.jp>